

# 濃厚接触者についてのQ&A

【お問合せ先】厚生労働省 ☎0120-565653(フリーダイヤル)

## Q.濃厚接触者の定義を教えてください。

A.濃厚接触者とは、陽性者と一定の期間に接触があった人をいいます。

一定の期間とは、症状のある陽性者では「発症日の2日前から療養が終了するまでの期間」に、症状の内容性者では「検体を採取した日の2日前から療養が終了するまでの期間」となります。

この期間に、以下の条件のいずれかに当てはまる方が該当します。

- 陽性者と同居している人
- 陽性者と長時間の接触があった人  
(車内、航空機内等での同乗の場合(航空機内は陽性者の同行家族が原則)を含む。)
- 適切な感染防護なしに陽性者を診察、看護又は介護していた人
- 陽性者の気道分泌液や体液などの汚染物質に直接接触した可能性が高い人
- マスクなしで陽性者と1m以内で15分以上接触があった場合

ただし、これらはあくまで原則であり、感染状況や各地域の実情に応じて判断されます。

## Q.濃厚接触者の接触者はどう対応すればよいのでしょうか。

A.濃厚接触者が陽性となった場合に、改めて濃厚接触者に該当するか判断されるので、それまでは特に行動等について制限されることはありません。ただし、濃厚接触者については、感染している可能性もあるため、接触した場合には、十分に感染対策をして過ごしていただくことが重要です。

## 療養解除・自宅待機について

### Q.療養解除について教えてください。

A.【症状がある場合】発症日＝症状が出現した日から、10日以上かつ症状軽快後72時間経過後(または症状軽快後24時間以上空けて2回PCR等の検査を行い、陰性だった場合)に療養解除となります。

【症状がない場合】…検体採取日から7日経過後に療養解除となります。

【無症状者が途中症状が出た場合】…当初無症状の人であっても、途中で症状が出現してしまったら、発症から10日間は感染性があるとされているため、発症日が起算日になります。※療養解除基準は変更される可能性があります。

### Q.陽性者の家族はいつまで自宅待機すればよいのでしょうか。

A.陽性者の同居家族は原則として濃厚接触者と判断されます。濃厚接触者は、発端となる同居の感染している方が発症する等してから5日間の待機が必要となります。ただし、2日目と3日目に抗原定性検査キットを用いた検査で2回続けて陰性が確認できた場合は3日目で待機解除とすることができます。上記のいずれの場合でも、自宅待機の期間が終了した後も7日間が経過するまでは、自身による健康状態の確認を行うことや会食を控える等の感染対策をお願いいたします。

### Q.新型コロナウイルス感染症に感染した方のごみの捨て方について

A.新型コロナウイルス感染症に感染した方が使用したティッシュやマスクにはウイルスが付着しているため、ごみ箱にごみ袋を被せて入れるようにしてください。ごみがいっぱいになる前に出すようにし、ごみに触れないように注意しながらしっかりと縛りましょう。(気になる場合は2重にしましょう。)ごみを出した後はしっかりと手を洗いましょう。

### Q.新型コロナウイルスに感染したことのある人は、ワクチンを接種することはできますか。

A.初回(1回目・2回目)接種、追加(3回目)接種にかかわらず、新型コロナウイルスに感染した方もワクチンを接種することができます。※感染後、体調が回復又は隔離解除後、接種を希望する際には、その治療内容や感染からの期間にかかわらず接種が可能です。